鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第35号

鳥取県立博物館協議会に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立博物館協議会に関する条例(昭和33年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(定数) 第2条 略	(定数) 第2条 略
(任命の基準) 第3条 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験</u> のある者の中から任命する。	
(任期) <u>第4条</u> 略	(任期) 第3条 略 (解任) 第4条 教育委員会は、特別の事情があると認めたときは、委員の任期中であってもこれを解任することができる。
(雑則) 第5条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し 必要な事項は、協議会が定める。	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。